

## NPO法人しんぐるサポートセンター福岡 お申し込みから支援までの流れ

### 1. 事前面談の申込み

電話又は当センターHPのメールフォームより申込みをしてください。(父母それぞれからセンターに連絡をお願いします。センターからご連絡をすることはできません。)当センターの支援を受ける条件を満たしているかを確認させていただき、条件を満たしていれば父母それぞれと事前面談の日程を決定します。

#### 【当センターの支援を受ける条件】

- ①父母が共に親子交流の支援を受けることについて同意していること
- ②公正証書、調停調書、審判書、その他書面による親子交流の合意書があること
- ③別紙『「親子交流支援」で守っていただくルール』を遵守すること

### 2. 事前面談

父母それぞれと別日かつ個別に面談を行います。今までの経緯等についてお話をお伺いいたします。可能であれば、お子さんも同居親と一緒にお願いします。お子さんが親子交流会場(あいくる)を事前に訪れて場所に慣れておくことができます。また、当センターのスタッフとも顔を合わせておくことでより安心していただくことができます。面談では、当センターをご利用いただくためのルールについても再確認させていただきますのでそのルールに同意していただくことが必要となります。

費用：父母それぞれ 5,000 円

場所：あすみん（福岡市NPO・ボランティア交流センター）  
(福岡市中央区今泉1丁目19-22 天神 CLASS 4階)

日時：土日祝の午前10時～午後5時の間の60～90分  
(平日の面談を希望される場合はご相談ください。)

### 3. 親子交流支援の申込み

お二人目の事前面談が終了してから1週間以内に支援が可能かどうかの結果を双方にご連絡いたします。支援することが決まった場合は、父母それぞれから当センターに支援の申込みをしていただきます。(申し込みフォーム等を別途お送りいたします。)

また、当センターでの協議の結果、利用をお断りすることがありますのでご了承ください。

### 4. 親子交流支援の開始

初回の日程調整は、支援のお申込み時に行います。2回目以降はラインワークス、電話、メール等を利用し当センターが日程調整を行います。

センターのご利用につきましては、毎月1回、出来るだけ同じ週の同じ曜日でのご利用をお願いしております。

支援費用が必要となりますので、交流日の3日前までに支援費用を下記口座名までお振込みください。(振込手数料はご負担ください。)

支援の内容と費用については、別紙「親子交流支援の種類と費用」をご覧ください。

振込口座：西日本シティ銀行 千早支店 普通 3464060  
NPO法人しんぐるサポートセンター福岡

#### 5. 更新時面談

1年ごとに支援を続けるかどうかを父母双方に確認するため個別に面談をさせていただきます。父母双方が支援継続ご希望の場合は更新しますが、更新は2回を限度とし、最終的にはご自分たちで親子交流を続けていただくことを目指していただきます。

費用：無料

場所：あすみん（福岡市NPO・ボランティア交流センター）  
(福岡市中央区今泉1丁目19-22 天神 CLASS 4階)

日時：土日祝の午前10時～午後5時の間の30～60分  
(平日の面談を希望される場合はご相談ください。)

以上